

奈良県訓令第六号

福祉医療部医療政策局

産業部観光局

保健所

環境衛生監視員に関する規程（昭和二十六年十二月奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

令達先中 「福祉医療部医療政策局
産業部観光局」

を「福祉保険部医療政策局」に改める。

第二条中 「福祉医療部医療政策局、産業部観光局」を「福祉保険部医療政策局」に改める。